

葵会仙台看護専門学校 単位認定会議規程

(設置)

第1条 この規程は、仙台葵会看護専門学校（以下「本校」という。）の学生の単位授与及び既修得単位認定に関する事項を判定するため、本校学則第36条に規定する単位認定会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学科目の単位取得に関する事項
- (2) 学生の既修得単位認定に関する事項
- (3) 卒業判定に関する事項
- (4) その他学校長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 学校長、副学校長、教務主任、実習調整者、専任教員を以って組織する。

(議長)

第4条 学校長は、会議の議長となる。

2 議長は会議の会務を総理し、会議を代表する。

(会議)

第5条 会議は議長が年3回以上招集する。

2 会議は構成員の3分の2の出席がなければ、会議を開催できない。

3 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(事務)

第6条 会議の事務は、本校事務において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は議長が会議に諮って定める。

附則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。